

鈴木直美著

中國古代家族史研究

——秦律・漢律にみる家族形態と家族觀

鷺尾 祐子

序

禮教もて社會を教導し正しい親族關係の維持をはかる皇帝專制政治を認識する上で、さらにあらゆる階層の人々が孝を至上の倫理としたかつての中國社會を理解するためにも、「家族」の検討が必須であることは明かである。また、家族はすべての階層の人々が所屬する普遍的な場であり、その研究を通して、歴史上に功績が残らないが確かに存在した人々を研究の対象に含めることが可能となる。

しかし、家族とは普遍的な存在であるにもかかわらず、關聯史料の残存状況にはかたよりが存在し、各時代における一般的な様態について知ることは困難であった。まず、重要な人物のエピソードを中心に史料が残るため、皇帝や高位高官の家については比較的知りやすい。さらに親のため眞冬にたけのこを掘る孝子や、

再婚を強制されて自ら鼻を削ぐような烈婦についても記録にとどめられるが、平凡な人の家族はどうであったのかについての記述は少ない。

また、社會を構成する諸集團は、本來多様で流動的であり、一元的な把握は不可能である。漢代家族の實態として、史料には核家族（夫婦と未成年子からなる）も複合家族（複数の核家族が結合する）も見えているのであり、このような併存状況をどのように説明するかということは、現在においても検討課題である。そして、どちらの家族形態がより本来の様態なのかということを確認するよりも、むしろ、一見ばらばらである諸現象に關して、それがいかに併存するのかについて普遍的な説明を考えていくことに、中國社會を理解する上での意義が存在するはずである。だが、それは非常に難しいのである。

家族を研究する上で、より堅實な方法は、法律などに見える家族關聯の語彙の意味を考察し、國家の制度上では家族をいかに扱ったかを検討することである。一九七五年に『睡虎地秦簡』、一九八三—一九八四年に『張家山漢簡』が出土すると、そこに記述された裁判文書や法律條文には、家族に關する用語を若干含む、各語彙の意味を確定するための検討が盛んにおこなわれた。しかし、既存の文獻に比較對照できる例や傍證となる記述が少なく、簡牘のみにしか見えない表現も少なくないため、語彙の意味を特定することも實は困難であり、新たな史料の増加は新たな謎を生むことになったともいえる。本書は、このような出土文字史料の出現による検討材料の増加をふまえ、制度上の語彙をめぐる既往の諸成果を繼承しつつ、さらに制度上の家族と實態としての家族

との間の橋渡しを試みた点において、意欲的・劃期的な論考である。

架橋をめざした本書全體を貫くテーマは、「家族法の検討を通じて、戦國秦から前漢前期にかけての法制上の家族形態（互いにとのうな關係にある人が家族を構成しているか）」と、そこに反映された家族觀の展開を探ることである。つまり、法制上の家族像と、その背景に存在する家族や親族についての人々の意識をとりあげようとするのだが、當時の家族に接近するための具體的な題材として、戸口調査制度と收斂制・縁坐制が選ばれている。そして、本書において中心的に述べられることは、夫婦と未成年子からなる單純家族の法制上における重要性である。

一、本書内容の概観

まず序文にて、古代家族についての日本の研究史を、戦前にさかのぼり概観し、三族制家族論争、秦漢帝國論など主要なテーマに論及する。次いで『睡虎地秦簡』・『二年律令』などの簡牘を用いた研究を紹介し、また、直系家族の成立を重視する臺灣の研究、中國・日本における歴史人口學などを援用した新たな潮流を紹介し、當時の親族關係について具體的に検討することに今後の研究の活路をみいだす。このような概括の中で、商鞅分異令（家族の分解を促進する令）の結果單純家族が析出されたというような固定觀念が、秦律解釋に悪影響をもたらしたという、重要な指摘をおこなう。

一章では、二〇〇二年出土『里耶秦簡』に含まれる戸籍様簡と、『睡虎地秦簡』を手がかりに、戸口調査の手法を明かにし、家族

に關する法律用語「同居」「室人」の範圍を解明する。戸籍様簡の各欄記載内容を述べ、とりわけ欄によって大小（成年と未成年）・性別が固定されていること、戸の内部における夫を中心とした單純家族の存在が明瞭になるように記載されていることを、書式の特質として重視する。その中で、奴隸や妻など他姓に屬する者の名前の前に曰をつけること、宅地の受給待ちであることを母室（室が無い）という意味。この場合の室は、同籍者が居住する場所を指す。という語によって示すことなどを指摘する。次いで、『睡虎地秦簡』法律答問などの記述から同居と室人の意味を検討する。同居は同籍であり、かつ妻を含まない。さらに、主に「法律答問」に見える「室人とは、室を同じくする者全てが、罪人に縁坐することをいう」という記述によって、收斂（犯罪者の妻子と財産を官に沒收する規定）が妻子に加えられる厳しい措置であるから、室（この場合の室は、某人の妻と未成年子からなる單位を指す。室は本來多義的な言葉だが、制度上の語彙に複数の意味が存在することについては、何らかの説明が必要である。）を同じくする者（室人）は成年男子とその妻子であると述べる。つまり、室人は成人男性の妻および未成年の子女からなるグループであり、室を同じくしない同籍者は「同居」であることになる。また、戸籍編成の意圖は治安維持と税負擔であり、戸籍様簡の記載方式は、人頭税や兵役・勞役負擔者の識別の面からも有効であると述べる。

二章では、奴隸が戸籍記載を通じて支配秩序に組み込まれていたことを述べる。まず、奴隸の年齢申告は漢初より存在し、戸籍記載の申告は随時受け付けられていたとする。また『二年律令』

に見える律文の検討をとおして、奴隸の戸籍記載・年齢記載は、奴隸も勞役や人头税を負担する制度が存在するためであることを指摘する。さらに高祖―惠帝時にかけての奴隸をめぐる状況の推移を概観、高祖時は戸口把握状況が低下したため一般の人々が過剩に奴隸として圍い込まれたが、惠帝時にはこのような奴隸たちが老齡化し過剰な奴隸の圍い込みは減少し、これ以降奴隸の人头税徴収や解放規定も現實的意味を帯びてくると述べる。

三章では、一章でその範圍が室人の範圍と合致するとされた收斂について、制度内容を具體的に説明する。さらに收斂の規定で没収されるのが妻子と家財と田宅である理由を、典籍に見える斂や室の用例を通じて検討する。そして、これらが没収対象となった理由は、地位と同様に、男性が成人する過程において手にしてきたものだからであり、君主と個々の男性の間に結びつれた君臣關係の存在が、没収という措置を成立させ、妻子という收斂対象を決めていると述べる。同時に、隸臣妾・城旦春など刑徒の「家室」について述べた「二年律令」の規定を解釋する。

四章では、漢代における收斂と縁坐について、文帝時における撤廢に至るまで視野にいれて検討する。まず縁坐の範圍である「同居」とは、秦律と同様に「同一戸籍内の成人男性同士、および成年男性を核とした、單純家族同士の關係を表す語」とする。次いで、文帝時の收斂・縁坐の撤廢の原因を検討し、立太子を契機として民の嗣子への賜爵がおこなわれたが、この施策の結果、收斂対象とならない有爵（かつ十歳以上）未成年の「子」が大量に出現、犯罪者の同居として縁坐を問われる者たちとの刑罰の輕重バランスが狂うため、嗣子賜爵直前に收斂・縁坐制が撤廢され

たと述べる。また、『漢書』惠帝詔に見える同居の語について論及する。

五章では、「二年律令」告律に見える、子が父母の罪を告發しても受理せず、告發した子は棄市（死刑）とするという規定を考察し、告律の禁じる子による親の告訴とは、両親から子への懲罰などを不服としてそれを訴えることであり、秦簡の非公室告にあたるとする。戰國秦から漢初にかけては、（非公室告の事例以外は）親の犯罪を申し出ることは禁止されず、犯罪に收斂や縁坐を科し、告發によってそれを免除することを規定していると述べる。さらに宣帝の地節四年詔を検討、子が両親の犯罪を告發することに對し、刑罰を以て禁止するという制度は、この詔と同時に、あるいはこれ以降に制定されたことを論じる。

次いで補足として、本書一章で主に展開された同居・室人定義に關して、劉欣寧「秦漢律における同居の連坐」（『東洋史研究』七〇―一、二〇一一年）が論じた意見に對し、回答がなされている。劉説の最も重要な特長は、律における各語彙を區分し規定する基本的な論理から、縁坐・收斂・同居などの語彙の性格の違いを述べるところにあり、それは以下の二點である。1. 縁坐と收斂は秦漢律において別個のものであり、「室人とは、室を同じくする者全てが、罪人に縁坐することをいう」という文の縁坐は收斂ではなく、これによって室人は縁坐の範圍とはいえても、收斂の範圍であることはできない。2. 縁坐と同居の連座との間には差異があり、同居つまり戸は、血緣的團體としてよりも、むしろ伍のような地緣的團體として把握されていた。さらに、劉論文では本書における同居・室人定義への疑義として以下の二點

を擧げる。3. 律において「同居」と「妻」が併記されているから両者は別個という意見について、妻と妻以外の同居が吏に告げなければならぬとする條文にて、告發を義務づけられている者として妻・夫が見えないのは同居にそれらを含むからである。4. 同居が律の正文に見えるのに對し、室人は「法律答問」「封診式」にしか見えず、兩者を法制用語として同列視してよいのかは疑問である。

本章では、1、4説は認め、1については、「室人とは、室を同じくする者全てが、罪人に縁坐することをいう」という律説によつて、收帑と一室の範圍が合致するという説明を撤回、かわつて妻子が縁坐範圍として特定されている例を以て根據とする。2については、本書では、劉の適用原理にもとづく區分ではなく、適用對象にもとづく區分をするのであり、そのような基準からしてみれば同居は縁坐であるとす。しかし、私見によれば、劉が問題にしているのは秦律における區分の論理であり、研究上の區分方法ではないため、さらなる回答が必要となる。3については、治安維持責任の重さという點で、妻子とその他の家族は同列になりにくいとする。この説明に説得力をもたせるためには、妻子に課せられた治安維持責任がより軽かつたことを裏付ける根據が必要となる。一方、『睡虎地秦簡』法律答問の室人が見える項目について、従來の解釋を訂正する新しい解釋を提示しており、參考になる。本論では、最終的には「少ない史料で用語の定義を行い、制度を復元している限り議論は盤石とはいえない」と述べる。

附章にて、『里耶秦簡』『二年律令』に見える隱官は、一代かぎ

りの身分であるが官の強い統制下に置かれたことを述べ、終章にて、全體の内容を總括し、商鞅變法について再検討する。

以上、本書は、親族連座制と戸口調査制度を二つの軸に、親族連座制度の最も厳しく適用される範圍である夫婦と未成年子という枠組みを制度上の基幹的な單位とし、戸籍記載においてこの單純家族が他の成員から區別されていることを述べ、さらに單純家族を中心的な連座範圍とすることの制度上の意義や、その社會的な背景を考察することに主眼を置いている。加えて、奴隸の戸籍記載、子が父母を告發する規定の歴史的な變遷などについて、重要な提言をおこなう。

二、室・同居説について

本書の中心的な内容は、法律における單純家族の位置づけであるが、これをめぐつて重視されているのは、律文および秦律の解説に見える「同居」「室人」であり、室人が單純家族を指し、同居は單純家族以外の成員を指すように、法制上では語彙としても單純家族の區分が明らかにされているとする。しかし、室人と同居の區別を論じるために用意された各論據については、本書でも盤石とはいえないと述べられているように、これからのさらなる検討が必要となるであろう。例えば縁坐についての規定で、妻子に厳しい處罰がくだる例があり、これが「法律答問」に見える「二室がみな連座」する範圍と合致すると述べるが、「法律答問」の文は室の成員が連座することのみであり、室とはいかなる範圍かは明示されていない。また「同居」もおなじく成員が連座する範圍であるといえ、これと室との間にどのような差異が

あるのかも、(同居は隸に連座と見えるが、室人に同様の規定があるか否か不明なため)強いていえば明かでない。

また、著者はこの説をとなえる主たる理由として、秦代の戸籍様簡では夫(父)を起點とした夫婦・親子の關係が明確となるような記述がなされていることを挙げる。このような近親關係を優先して記述するという原則は、秦の戸籍様簡のみならず吳簡の吏民簿や五胡十六國時代の戸籍にも基本的にはひきつがれ、長く一般的な記載の原則であったのであり、この指摘は重要である。

しかし、單純家族の外側に存在する成員に目を轉ずると、その續柄も父母兄弟という最近親關係をたどる方式で記述されることには、留意する必要がある。そして、直接的な關係が記載されない成員間の關係も、近親間の關係をたどることによって把握することが可能であり、夫婦と子はいうまでもなく兄弟・父母ということも法的な利害の生じやすい關係を中心に、祖父母や甥姪などのやや遠い關係にいたるまで、戸籍内各人の親族關係をすべて知り得るようになっていた。つまり、單純家族を強調するための記述というよりも、近親關係の集積から全體の關係が把握できるしくみであると考えられることも可能である。

なお、近親關係を重視した把握がなぜ必要なのかといえば、本書の指摘するごとくまずは收帙の存在が挙げられる。さらに、刑罰を處斷する上では、父母や舅姑に對する犯罪は最も重罪とされるように、親族間の尊卑によって處罰にさまざまな輕重がつけられることもその理由の一つであろう。また、爵位や戸の相續は、親族關係によって優先順位が決められている。もとより、これらは同じ戸内ではない者も含むが、近親關係の把握が法の執行のう

えで重要である局面は、多様に存在する。

ゆえに、本書の所説にもつと説得力をもたせるためには、戸内における單純家族の分節と把握が、なぜ國家權力にとってそれほどの重大事であったのかを、收帙以外の場面においても説明することが必要であると考える。何となれば、收帙は前漢初期にて廢止されるが、このような近親關係を優先する續柄記述の特色は後代に繼承されるのであり、收帙廢止後も長く變化が少ないからである。もちろん、制度が一旦固定されると、状況が變化した後には遺制として長く残る可能性もある。しかしこれほど長期にわたって維持されるのは、このような記載を成立せしめる基本的な要因が他に存在したからであるとも考えられるのであり、單純家族の重視についてはさらなる説明を期待したい。

氣になるのは、主たる史料とされる秦の戸籍様簡に見える戸は、ほぼすべて戸内に夫婦と子の組み合わせを單數ないし複數きれいに所持しており、さらに父母のいない甥や姪などの比較的遠い親族は見えないことである。時代がくだるが、町田隆吉「長沙吳簡よりみた「戸」について——三國吳の家族構成に關する初步的考察——」(『長沙吳簡研究報告』第三集、二〇〇七年)の戸の復元によって、吳簡吏民簿に見える戸の家族構成の一端をうかがうことができるが、そこに見える家族がバラエティに富むのとは對象的である。數が少ないという問題もあるが、あるいは戸籍様簡の表題など、直接的に簿の性格をかたる史料が出土していないため、何についての簿であるのか不明な點があやぶまれるのであり、これはある特定の性格の戸を記載對象とした簿である可能性もある。

そして、戸の基層単位としての夫婦について考察する上で、戸籍編成の意圖は何かということを念頭に置くことが必要となる。第一章にて「戸籍編成の意圖である治安維持と税負擔の問題」と述べるように、本書では刑罰と國家負擔の兩側面を戸籍編成の意圖とする。さらに、本書第一章で、戸籍様簡では第一欄に記入先が移動することで、父の室人から同居へと戸内の位置づけがかわることが明かになるとし、第一欄には人頭税や兵役・勞役の負擔者たりえる成人男性を記載することを指摘、戸籍様簡の記述にて室人・同居區別が明確化されることと負擔對象者の確定との間に關聯を見いだす（しかし、本書の説によれば、第一欄の記述對象となる年齢に達しなくても、結婚すれば父にとって「同居」となるのであり、大小區別と同居不同居範圍との間には、齟齬が存在する）。

しかし、人々に負擔を強制する手段として、刑罰と車の兩輪をなす賞の側面については、考察の必要は無いのだろうか。賞たる爵位のもっとも可視的な利益は田宅であったが、それは基本的に戸に附随するのである。賞罰の兩者があいまって、利益と處罰の兩者を人々に示すことにより、兵への徵發などの忌避すべき任務への動員が可能となったのである。つまり、戸という枠組みを設置した國家の意圖を總合的に把握するうえで、利益のうけざらとしての戸について思いを致すことが必要となるのではないか。

すると、やはり戸という範圍とは何かについての考察も、重要なはずである。本書第一章では「家族といった場合には、居住や生活をともにする血縁・婚姻の範圍」「厳密な定義に基づく表現ではない」とし、世帯概念に立脚しつつも戸の範圍についての言

及は避ける。本書ではないが劉論文においても、「同居」は地縁的単位であり「家」との同定は危険とする。しかし、地縁的単位であるところの戸が、親族關係を土臺として形成されていることは論をまたない。そして、「家」「室」などは多様な範疇を指すとしても、それが一定分節された範圍において、親族關係によって人々が日常生活をいとなむ現實が存在したのである。また、國家も親族關係に基づく集團に戸という一定の枠をはめた上で、それに介入したのであり、その區分の仕方には國家の意圖が存在すると考えられる。たとえ法律上の語彙區分としては親族單位ではなくとも、親族關係の上に立つ集團であることをふまえたうえで、戸という範疇を區分する國家の論理について考察することには、意味があると考えられる。

總じて、室とは同居とは何かということについては、これからの検討課題ではあるが、本書が夫婦の制度上における重要性を指摘したことについては、大きな意義を有する。従来の古代家族研究の多くは、本書で序文にてとりあげる少數の研究以外、父子關係などの尊卑の關係にもとづく家父長制に重心を置くものであったことは否定できない。本書はこのような状況に對し、法制上の單純家族と社會的なそれとの關聯まで視野にいれて考察しているのであり、この點について評價されるべきである。

確かに、孝が至上の倫理であることから、父母と子の關係は重要である。だが同時に、家族に關する古代の記述では、夫婦關係の成立を家族の起點とし、これがすべての社會關係の基礎であることを強調しているのである。一般的に、親子關係と夫婦關係のどちらを優先させるかについては文化的な偏差が存在すると考

えられ、日本の直系家族は親子關係優先にもとづく家族制度の最たるものとされる。前近代における中國の家族は、親子關係を優先しつつも、夫婦という單位を非常に重視し、また兄弟の結束を親族結集の軸に据える點で、日本とは異なる。この相違の説明こそが、中國家族の特質を理解する上で必要になるはずである。本書にて、等閑視される傾向にあった國家と夫婦という問題を議論の中心にすえ、續柄記述における夫婦關係最優先の規則を明らかにしたことには、大きな意義がある。

そして、このように夫婦と制度の問題を中心に据える視角に即して、もうひとつ期待したいことは、この問題に關する從來の所説の整理をするべきではないか、ということである。戸籍の中の夫婦のみならず、國家と夫婦という廣い視點から見ることによって、本論の今後の展開を豊かにすることができるのではないかと考える。

三、その他の問題

本書に述べられている中心的な問題ではなく、さらに本書のみならず出土文字史料を用いる研究全體の課題ではあるが、少々氣になったことは、『睡虎地秦簡』『二年律令』など、やや時代が異なる律文・律説を相互に根據とする用い方についてである。本書第一章五六頁で『二年律令』の原則を前提として『睡虎地秦簡』の條文を検討しているが、兩者は果たしてどこまで同一とし得るのだろうか。「補足」章でも、劉説の秦律と漢律の間に變化を想定する見解について「一八〇度ともいえる轉換があったか」と疑問視しているが、無かったといえるのだろうか。漢律が秦律を繼

承しており、類似・共通の條文が存在することも事實だが、『睡虎地秦簡』は基本的に戰國時代、『二年律令』は漢初のものであり、この二者のあいだには中國の統一と分裂―再統一という激動の時代が存在する。これは、本書についてののみならず、律を論據として用いる上での素樸な疑問であるが、敢えて言及した。

また、第四章で收斂・縁坐の撤廢について、立太子にさきだち、それへの支持を期待して民の跡繼ぎに賜爵したことを直接的な契機とする點については、もうすこし掘り下げて考察することを望みたい。收斂撤廢については『漢書』刑法志に見えるように、かなりの反論も存在したのであり、文帝の即位間もなく、まだ高祖時の重臣も存在して政權基盤の弱かった時期に決行されたということとは、それを可能にする條件や背景が存在したはずである。また、室人が罪を犯しても嗣子は收斂されず、さらに同居でもないから一切連座對象とならなければ、同居が連座するのにくらべによって嗣子への賜爵によって與えられる特權の利益がさらに際だつたのであり、效果倍增という見方も可能である。やはり、收斂撤廢と嗣子賜爵とを説得的に關聯づける史料の提示が必要であり、政治・社會の總合的な變化の中から、あるいは刑罰制度の變化の流れの中で、この事件について再度検討する必要があると考える。次に、各論の論證過程で氣になった點を附記する。本書では戸の繼承に關する『二年律令』の條文で、a「同産の子が戸を繼ぐ場合は、必ず居住と名數を同じくするものに限る」および b「同産（兄弟）がともに繼承者に該當する場合、同居を優先し、同居がいなければ同居でない者を當て、いずれも年長者を優先する。

母の異なる者がいる場合は、年長であっても母を同じくする者を優先せよ」の二つの條文を併記、aの「居住と名数を同じくする者」とは同籍の意味であるから、bの同居も同籍にかかわる文言とする。しかし條文によれば、aは同産の子の繼承について述べ、bは某人がその兄弟の後となる（爵位を繼承する）ことについて述べている（律文の後半に、母の異なる兄弟がいれば、同母を優先すると見える。兄弟間の繼承でなければこのような文言は成立しない）。また、aは同居數に限るとし、bは同居優先だが同居でなくとも繼承可能とするのであり、兩者は對象も基準もまったく相違する繼承についての記述であるゆえに、これを以て「同居數」と「同居」が一致すると解釋するのは難しい。

また秦の「同居」の範圍について、第一章では、立戸にともない室を興えられることにより同籍は同室であり、同室者は「同居」であるため、「同居」は同籍とされている。しかし、「同居」が同室に住まう者を指すということは、自明なのだろうか。同居が同居する者であるか否か、その同居する者の範圍はどこまでか、それが室（居住）と合致するかについては、本書では根據が挙げられていない。同居がともに住む者を指すかなどに關して、從來疑問視されてきた経緯もあるので、同居と同室のつながりについては説明する必要がある。

同居同籍とは別の問題だが、第二章の奴隸に對し課せられる負擔を検討する箇所では、『二年律令』に見える「筭事」の「事」を解釋する際に、楊振紅「從出土算事簡看兩漢三國吳時期的賦役結構——算賦・非單一稅目辨」〔中華文史論叢〕二〇一一—（一）の説を援用するが、この説については検討を要する。楊振

紅は、事とは勞役・人頭稅負擔者として服することであるとす。これは、一縣の各郷における「事筭」口數および縣全體の「事筭」復筭口數を記載した「筭簿」（天長市文物管理所・天長市博物館「安徽天長西漢墓發掘簡報」「文物」二〇〇六一—）に基づく解釋である。この簿は、負擔の義務を有する者の總數から復筭（負擔を免除される者の人數）を差し引き、事筭（實際に負擔義務を擔う者の人數）を算定している。もし事が徭役・人頭稅二つの負擔を指すとすれば、二者を負擔する者は全く同一であるということが前提として必要であり、そうでなければ「事筭」人數にどちらかのみを負擔する者（徭役には服するが人頭稅は負擔しない人など）が集計されてしまうことになり、これによって一縣における負擔者の人數を把握するという、この簿の有する作成目的が達成されなくなる。

一方、徭役と筭賦の負擔對象は、それぞれ異なっている可能性が強い。例えば、筭單位の賦を負擔する者の年齢についてうかがい得る資料は實質的に一例のみであるが、そこには十五—五十六歳までを對象とすると見える（『漢書』高帝紀上顏注如淳曰引く『漢儀注』）。しかし、徭役が免除される年齢（免老に達する年齢）は、『二年律令』では爵位によって異なる（傳律三五六）。また、『鹽鐵論』未通篇に見える記述によれば六十に至るまで徭役に就くと見え、これは昭帝時の制度を反映すると考えられるが、賦を負擔する者の範圍とは合致しない。楊振紅の論考では、免老に至ると負擔が免除されるとするが、筭單位の賦が免除される年齢は免老年齡と一致しないのである。

さらに、この説が有效となるためのもう一つの前提として、兩

者を復（免除）される者が常に一致していなければならないが、賦と徭役の免除対象が個別に設定される事例が見え（『復租賦三歳』『漢書』高帝紀下、「勿收租・賦、復更・算三年」『後漢書』桓帝紀）、両者は必ずしも一致しない。「事」に、徭役のみならず賦の意味があるという意見は肯定できるが、天長出土の簿に見える「事」は徭役か賦かどちらかを指し、復はその單獨の負擔に對する免除であると考えるべきではないか。とすれば、律における「事」も、徭役と賦の兩者を兼ねるとは解しにくい。

また、同じく第二章にて、「事」の検討のために女性の徭役状況についてとりあげ、「女性に通常の勞役が課されないのであれば、戸にたいする事の復除は女性に恩恵がおよばなくなる」とするが、女性に通常の勞役が課されないということはなぜいえるのか。女性が定期的徭役（更卒か）に就かないことは、さまざまに論考で論じられていることだが、定期的徭役⇨通常の勞役である

とは必ずしもいえないのではないか。たとえ更卒とならなくとも、女性が徭役に従事していた可能性は存在する。

以上の「事」に關する二點は、前者は楊振紅説への疑問であり、後者は通説への疑問であるが、本書において奴婢にも人頭税と徭役とが課せられるということを證明するための重要な論據とされている事なので、あえて言及した。

以上、些末な疑問を述べたが、本書には出土文字史料や典籍に見える記述に關して、従来の解釋を見直す見解も多い。紙幅の都合もありここでは紹介できないが、本書に觸れてそれらを參照していただくことを希望する。

二〇一二年一二月 東京 刀水書房
A五版 一一二四四頁 五八〇〇圓